

[税だより]

Tax News

納期内納入にご協力ください。

12月は町税完納月間

12月は

町県民税（4期）
国民健康保険税（6期）
介護保険料（6期）
後期高齢者医療保険料（6期）

の納付月です。

『納付期限は12月28日（水）』

口座振替のかたは、12月26日（月）に口座引き落としをしますので、預金残高などの確認をお願いします。

町では、12月を「町税完納月間」と定め、町税の確保に努めています。

軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民健康保険税、

介護保険料および後期高齢者医療保険料と、それぞれの税目ごとに納税組合長を通じて納付書を送付していますが、12月28日（水）が最後の納付期限となります。

未納のあるかたには、「町税催告書」を送付し、税務課職員が自宅や職場を訪問することもあります。

納税は、社会の基本的なルールです。自ら進んで12月の「町税完納月間内」に納付していただきますようお願いいたします。

◎国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料の控除対象です

国民健康保険税と介護保険料、後期高齢者保険料は、平成23年分の確定申告または年末調整での社会保険料控除の対象となります。

ただし、平成23年1月1日

から12月31日までに納付された額だけが控除対象となります。

証明書は、税務課で発行します。手数料は無料です。

なお、平成24年1月1日以降に納付された場合は、平成24年分の控除対象となりますのでご注意ください。

◎償却資産の申告を！

申告は平成24年1月31日（火）までに

法人や自営業者などで、その事業に使用する償却資産（家屋として課税される建物、自動車および軽自動車、小型特殊自動車および二輪の

小型自動車等は除く）の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数・見積価格など、償却資産課税台帳の登録および価格決定に必要な事項を、1月31日（火）までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。

期限内申告にご協力ください。

◎問い合わせ先

役場税務課管理収納係
☎（86）1111
内線1122